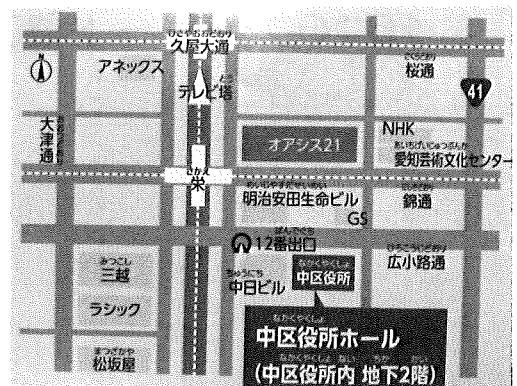


生活保護基準引き下げ違憲訴訟 名古屋地裁勝利 2・23 大決起集会



全国生活と健康を守る会連合会
いのちのとりで裁判全国アクション
生活保護基準引き下げに NO!争訟ネット
愛知県生活と健康を守る会連合会
生活保護基準引き下げ反対愛知連絡会



「生活保護引き下げ違憲訴訟名古屋地裁勝利大決起集会」

プログラム

2020年2月23日

13:30 開会

司会：藤井 克彦(生活保護引き下げ反対愛知連絡会)
内野 雄二(全国生活と健康を守る会連合会副会長)

主催者あいさつ

吉田 松雄(全国生活と健康を守る会連合会会长代行)
内河 恵一(弁護士、名古屋弁護団団長)

激励あいさつ

裁判報告 森 弘典(弁護士、名古屋弁護団)

裁判勝利寸劇 裁判勝利劇団

原告からの訴え 各地の原告からの訴え

行動提起 小松 民子(生活保護引き下げ反対愛知連絡会)

アピール採択 湯浅 和洋(愛知原告、さくらんぼの会)
※プラカードを掲げ採択

大阪・大正守る会弾圧事件の訴え

(全大阪生活と健康を守る会連合会)

閉会あいさつ

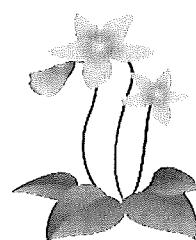
吉田 雄大(弁護士・いのちのとりで裁判全国アクション)
事務局から 古川 誠(愛知県生活と健康を守る会連合会)

15:00 閉会

※パレード出発準備

15:20 パレード出発

16:00 パレード終了



主催：全国生活と健康を守る会連合会（全生連）
愛知県生活と健康を守る会連合会（愛知県連）
生活保護基準引き下げ反対愛知連絡会
いのちのとりで裁判全国アクション
生活保護基準引き下げにNO！全国争訟ネット

生存権訴訟(愛知)の到達点と課題

2020.2.23 弁護士 森 弘 典

第1 これまでの経緯

2013年	1月18日	社会保障審議会生活保護基準部会報告書
	1月27日	厚生労働省「生活扶助基準等の見直しについて」
	5月15日	生活保護基準引下げを前提とする予算成立 (参議院否決、憲法60条により成立)
	5月16日	厚生労働省告示
	7月 7日	当事者向け説明会
	8月	生活保護基準引下げ(第1回)
	8月6,7日	生活保護基準引き下げNO!全国一斉ホットライン
	9月17日	全国一斉審査請求
	12月24日	当事者・支援者・弁護団学習交流集会
2014年	2月25日	佐賀県の生活保護利用者14名が訴訟提起
	3月22日	生活保護基準引き下げ反対愛知連絡会 結成総会
	4月12日	当事者向け説明会
	5月15日	熊本県の生活保護利用者30名が訴訟提起
	5月17日	当事者・支援者・弁護団 第2回学習交流集会
	5月20日	一斉審査請求(2014年4月基準改定分)
	7月31日	愛知県の生活保護利用者16名が訴訟提起 (2016年4月21日 5名追加提訴)
	8月 1日	三重県の生活保護利用者27名が訴訟提起
	10月19日	原告団会議
	11月 3日	訴状学習会
	11月21日	研修会「生活保護バッシングと運動上の課題—インターネット調査の結果を手がかりに—」
	12月19日	第1回進行協議
2015年	3月 6日	第2回進行協議
	3月20日	第1回口頭弁論
	3月22日	市民向け集会「生活保護を削減してもいいの!?~利用者の暮らしと私たちの暮らし~」
	5月20日	一斉審査請求(2015年4月基準改定分) 第3回進行協議、第2回口頭弁論
	5月29日	愛知・三重212名が年金額減額に対する訴訟提起
	7月30日	第4回進行協議、第3回口頭弁論
	9月27日	シンポジウム「ひとごとじゃない! 壊れゆく社会保障と私たちの暮らし」
	11月30日	第5回進行協議、第4回口頭弁論
2016年	3月 7日	第6回進行協議、第5回口頭弁論
	5月28日	人間らしい生活の保障を求める5・28集会「弱いものイジメやめよ! 生活保護・年金たたかう分科会」
	6月16日	第7回進行協議、第6回口頭弁論
	10月24日	第8回進行協議、第7回口頭弁論
2017年	2月15日	第9回進行協議、第8回口頭弁論
	5月25日	第10回進行協議、第9回口頭弁論
	9月25日	第11回進行協議、第10回口頭弁論
	12月19日	第12回進行協議、第11回口頭弁論
2018年	3月19日	第13回進行協議、第12回口頭弁論
	6月18日	第14回進行協議、第13回口頭弁論
	7月27日	第15回進行協議
	9月21日	第16回進行協議、第14回口頭弁論
	12月13日	第17回進行協議、第15回口頭弁論
2019年	3月 5日	第18回進行協議、第16回口頭弁論
	3月25日	第19回進行協議
	4月 8日	第20回進行協議
	4月 9日	第21回進行協議

生活保護引き下げ違憲訴訟名古屋地裁勝利大決起集会

4月23日	第22回進行協議
5月 9日	第23回進行協議
6月 5日	第24回進行協議、第17回口頭弁論
7月19日	第25回進行協議
8月15日	第26回進行協議
9月18日	第27回進行協議
9、10月	証拠調べ(9.25、10.10、10.24) (申出:専門家3、原告6、厚労相担当者1) (実施:専門家3(統計学者、社会保障学者、フリージャーナリスト)、原告5)
2020年 12月23日	最終準備書面提出期限(被告は12月27日に提出)
1月21日	第28回進行協議
1月27日	審理終結(第21回口頭弁論)
6月25日	判決言渡(予定) 15:00

第2 訴訟

1 訴訟

(1) 全国における訴訟の動き

全国29地域で1025世帯が提訴(2020年2月現在)、弁護団員309名

(2) 請求の趣旨(訴訟で何を求めているか)

① 取消訴訟→社会福祉事務所長による減額(処分)の取消を求める

被告は各自治体(名古屋市、刈谷市、豊橋市、高浜市)(代表者市長)

② 国家賠償請求訴訟→国(厚生労働大臣)の責任を追及し賠償を求める

被告は国(代表者法務大臣)

(3) 判例(老齢加算廃止に関する最高裁判決)

① 平成24年2月28日第三小法廷判決(東京事件) 上告棄却

② 平成24年4月2日第二小法廷判決(福岡事件) 破棄差戻し

原審 平成22年6月14日福岡高裁判決

唯一の、高等裁判所での、しかも生存権裁判では朝日訴訟第1審判決以来の50年ぶりの原告勝訴判決

① 平成24年2月28日第三小法廷判決

「統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性に欠けるところはない」

「厚生労働大臣の判断は、専門委員会のこのような検討等を経た前記第1の3(5)アの意見(注:中間取りまとめ)に沿って行われたものであり、その判断の過程及び手続に過誤、欠落があると解すべき事情はうかがわれない」(11頁)

② 平成24年4月2日第二小法廷判決

「主として老齢加算の廃止に至る判断の過程及び手続に過誤、欠落があるか否か等の観点から、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性の有無等について(差戻審でさらに)審査されるべきものと解される」

「そもそも専門委員会の意見は、厚生労働大臣の判断を法的に拘束するものではなく、また、社会保障審議会(福祉部会)の正式の見解として集約されたものでもなく、その意見は保護基準の改定に当たっての考慮要素として位置付けられるべきものである」(10~11頁)

2 主な争点

(1) 厚生労働大臣の基準引下げ処分に裁量権の逸脱・濫用があるか

(2) 厚生労働大臣が基準引下げの告示を行ったことが違法であるか

生活保護引き下げ違憲訴訟名古屋地裁勝利大決起集会

(3) 本件告示に基づきなされた生活保護基準引下げによって、原告らが「健康で文化的な最低限度の生活」を下回る生活を強いられ、精神的苦痛を被ったか

(1)’ (2)’ ((1)(2)の具体的な問題として)

①「生活保護基準部会における検証結果を踏まえた調整」（ゆがみ調整）の問題

②「前回見直し(平成20年)以降の物価の動向を勘案」（デフレ調整）の問題

③生活保護利用者の生活実態を考慮していない問題

④手続が法律に違反している問題（生活保護基準引下げの理由が通知書に理解できるような形で書かれていないこと）

⑤生活保護基準引下げの背景として社会保障制度「改革」（給付削減と負担増）の問題

第3 訴訟の意義—社会保障制度の改善、あるべき社会保障制度の構築に向けて—

1 運動の成果

①生活保護・・・過去最高の1万件審査請求の達成

審査請求 全国 10,654 件（2013年11月22日厚労省社会・援護局保護課）

生活保護関連の審査請求は 2009 年度 1,086 件が過去最多
年金・・・過去最高の 10 万件審査請求の達成

審査請求 全国 11 万 6,795 件（2014 年 1 月 26 日）→12 万 6,642 件

②保護基準のナショナルミニマム性の浸透→47制度に連動=影響

ア 住民税の非課税基準

2013 年 12 月の閣議により、所得税の課税最低ラインを生活保護基準引き下げに伴って下げるなどを「1 年間棚上げ」する方針（3000 万人近くの方に影響があったという試算もある）、2014、15 年連続据え置き

イ 2014 年 4 月改定の生活保護基準

2014 年 4 月改定の生活保護基準は、「適正化とは別に、国民の消費動向として平成 26 年度の民間最終消費支出の見通しの伸び等も総合的に勘案することとし、その分として全ての世帯において、+2.9% の改定率を盛り込むこと」とされた。

消費税 3% 時(1989 年)4.2% 増額 cf.3%→5% 時(1997 年)2.2% 増額

ウ 就学援助

政府は「就学援助については、生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響についての政府の対応方針を踏まえ、平成 25 年度当初に要保護者として就学支援を受けていた者については、引き続き要保護者として国庫補助の対象とすることとしている。平成 26 年度予算においても、平成 25 年度と同様に、従来ベースの事業実施に必要な予算を措置している」と述べた。

2 これまでの裁判の成果

(1) 全国における生活保護基準引下げ処分取消訴訟の動き

全国 29 地域で 1025 世帯が訴訟（2020 年 2 月現在）

(2) 全国における年金額引下げ処分取消訴訟の動き

44 都道府県(1 高裁,38 地裁)で 5297 名が訴訟（2020 年 1 月 14 日現在）

(3) 朝日訴訟以来の裁判の成果

朝日訴訟 「人間裁判」、生活保護基準算定方式変更、保護基準も著しく上昇

生活保護引き下げ違憲訴訟名古屋地裁勝利大決起集会

堀木訴訟 児童扶養手当と障害・老齢福祉年金との併給、特別児童扶養手当と公的年金給付との併給が認められる、公的年金の併給に関する原則が見直され、児童扶養手当の支給対象者が拡大し、児童扶養手当が増額された
第二の生存権裁判（老齢加算廃止、母子加算廃止） 2007年に生活保護基準引下げが検討された際には理論的支柱、母子加算の復活（2009）

3 生活保護基準引下げ、年金減額に対して審査請求、訴訟を提起する意義

（第一次的意義）

- ① ナショナルミニマム（国民的最低限、一つの国における国家が国民に保障する最低限の生活）そのものを守る
 - ② 生活保護基準と連動する諸制度の利用者を守る（生活保護基準と連動する諸制度の基準を引き下げさせない）
 - ③ 労働、子育て、教育、医療、介護、住宅など他の社会保障制度と税制を守る（社会保障による健康で文化的な最低限度の生活を保障する）
- （運動的意義（課題）） 支援する会、学習会、宣伝行動
- ① 多くの人が声を上げること、当事者の生の声を届けること
 - ② 生存権の中身を掘り下げ、考えること
 - ③ 様々な制度との関係を整理、共有し共感を広げること
 - ④ 「権利(人権)としての生活保護」をつかみ取ること
 - ⑤ 制度改悪を食い止めること、制度を改善させること

4 さらなる引下げ、法「改正」に対抗

- (1) 生活扶助基準見直し→審査請求（6135件（2019年2月末現在））
2018年10月～3年間に亘り段階実施 平均1.8%、最大5%、7割の世帯で減額 年160億円削減
- (2) 法「改正」（2013年、2018年）
 - ・申請書の提出や書類の添付を義務付ける
 - ・扶養義務者に対する調査権限の強化
 - ・不正受給対策の強化（天引き徴収や非免責債権化 ⇒63条返還債権まで）
 - ・後発（ジェネリック）医薬品使用原則化

5 国内での問題提起（最近の動き）

（1）国会質問

2019年4月24日 第198国会 衆議院厚生労働委員会
「一般論ということで言えば、算式が違うものを比較するというのは適切なことではないんだろうと思います」（総務省）

2019年5月15日 第198国会 衆議院厚生労働委員会
「平成20年から22年分につきましては、さかのぼるという意味で、いわゆるパーセント方式、22年から23年につきましては、いわゆるラスパイレス方式と同じというふうに言えるということでございます」（厚生労働省）
(総務省統計局が作成する消費者物価指数においてパーセント指数は)「使われておりません」（総務省統計局）

「パーセント指数はラスパイレス指数より低目に推移する傾向があるとされております」（総務省統計局）

（生活扶助相当品目を対象として、総務省の採用する指標算式（ラスパイレス式+接続）で消費者物価指数を計算すると、原告が訴訟で主張している-2.26%であるという計算は）「数字としては合っているというふうに承知しております」（厚生労働省）

（2）野党合同ヒアリング（2019年5月16日）

勤労統計不正「賃金偽装」野党合同ヒアリング(生活保護の物価偽装について)

<https://iwj.co.jp/wj/open/archives/448803>

(3) 研究者による共同声明（2019年2月27日）

厚生労働省の「物価偽装」による生活保護基準引下げの撤回等を求める研究者共同声明

(4) 各種団体による声明等

- ・2017年12月20日付け「生活保護基準について一切の引下げを行わないよう求める会長声明」（日本弁護士連合会）
- ・2017年12月19日付け「厚生労働省社会保障審議会生活保護基準部会報告書案に対する会長声明」（日本司法書士会連合会）
- ・2017年12月15日付け「生活保護基準の引き下げの見直しについて（要望）」（日本精神保健福祉士協会）
- ・2017年12月19日付け「生活保護基準額の引き下げに反対する緊急声明」（日本ソーシャルワーカー連盟、一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟）
- ・2017年12月9日付け「【緊急声明】生活扶助基準の引き下げを止めてください」（特定非営利活動法人自立生活サポートセンター・もやい）

6 国際的な問題提起（経済的、社会的および文化的権利に関する委員会）

第50会期で採択された日本の第3回定期報告書に関する総括所見（2013年）

9. 委員会は、社会的扶助に対する予算配分額が相當に削減されたことにより、とりわけ全住民のうち不利な立場に置かれた集団および周縁化された集団にとって、経済的および社会的権利の享受に悪影響が生じていることに、懸念をもって留意する。（第2条第1項、第2条第2項、第9条、第11条）締約国の義務の性質に関する一般的意見3号（1990年）を想起しながら、委員会は、後退的措置は利用可能な最大限の資源を全面的に活用する中でのみとられることを確保するよう、締約国に対して求める。さらに、委員会は、締約国に対し、社会的給付の削減が受給者による規約上の権利の享受に及ぼす影響を監視するよう求める。委員会はまた、社会保障についての権利に関する一般的意見19号（2007年）のパラ42、および、世界的な経済・財政危機の文脈における規約上の義務に関して委員会の委員長が締約国に送付した2012年5月16日付書簡に対して、締約国の注意を喚起する。

22. 委員会は、締約国の高齢者、とくに無年金高齢者および低年金者の間で貧困が生じていることを懸念する。委員会は、貧困が、年金拠出期間が受給資格基準に達していない高齢女性に主として影響を与えており、スティグマのために高齢者が生活保護の申請を抑制されていることをとりわけ懸念する。委員会はさらに、「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律」で導入された改正により、多くの高齢者が無年金のままとなることを懸念する。（第9条）

委員会は、国民年金制度に最低年金保障を導入するよう締約国に対して求めた前回の勧告をあらためて繰り返す。委員会はまた、生活保護の申請手続を簡素化し、かつ申請者が尊厳をもって扱われることを確保するための措置をとるよう、締約国に対して求める。委員会はまた、生活保護につきまとう

スティグマを解消する目的で、締約国が住民の教育を行なうよう勧告する。

委員会は、締約国が、性別、収入源および所得水準によって細分化された高齢者（被爆者を含む）の状況に関する情報を、次回の定期報告書で提供するよう要請する。委員会は、高齢者の経済的、社会的および文化的権利に関する一般的意見6号（1995年）および社会保障についての権利に関する一般的意見19号（2008年）を参照するよう、締約国に対して求める。（日本語訳：社会権規約NGOレポート連絡会議）

第26会期で採択された日本の第2回定期報告書に関する総括所見（2001年）

24. 委員会はさらに、最低年金額が定められていないこと、および、年金制度に事実上の男女格差が残っており、そのため男女の所得格差が固定化されていることを、懸念する。

35. 委員会はまた、締約国が、規約に関する知識、意識および規約の適用を向上させるため、裁判官、検察官および弁護士を対象とした人権教育および人権研修のプログラムを改善するようにも勧告する。

国連人権高等弁務官事務所の人権専門家による警告（2018年5月24日）

国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)の人権専門家（国連人権理事会の「特別手続き」に属する専門家で、テーマ別特別報告者）は、プレスリリースを発表し、日本政府が進めている生活保護基準の引き下げについて、貧困層の社会保障を脅かすとして警告を発し、見直しを求めた。また、国会で審議されている生活保護法改正案の中に、生活保護利用者のみにジェネリック医薬品を事実上強制する条文が含まれていることについて、「生活保護受給を理由に、医薬品の使用に制限を課すことは、国際人権法に違反する不当な差別に当たる」と懸念を表明し、改正案を慎重に再検討することを求めた。

「日本のような豊かな先進国におけるこのような措置は、貧困層が尊厳を持って生きる権利を踏みにじる意図的な政治的決定を反映している」とし、「日本は緊縮政策が必要な時においても、差別を撤廃し、すべての人に基本的な社会的保護を保証する義務がある。貧困層の人権への影響を慎重に考慮せずに採択されたこのような緊縮政策は、日本の負っている国際義務に違反している」と付け加えた。「この基準に基づいて決定される最低生活水準は、国際人権法で要求される適切な生活水準と合致しない。このような欠陥のある方式に基づく受給額減額によって、日本はますます多くの人々を貧困に陥れることになる」とした。

専門家は、国際義務に基づき、生活扶助費の引き下げの包括的な人権アセメントを行い、そして負の影響を緩和するために必要な対策を講じるよう、政府に要請している。

7 生活保障法、社会保障基本法をつくる運動→るべき社会保障制度の構築

日弁連「生活保護法改正要綱案」（2008年11月18日）

→「生活保護法改正要綱案（改訂版）」（2019年2月14日）

① 権利性の明確化

「生活保障法」、「利用者」、「要保障者」、「生活保障給付」等

② 水際作戦を不可能にする制度的保障

- i 申請権の制度的保障
- ii 実施機関の広報・教示義務、説明請求権の明記
- iii 「水際作戦」を誘発・助長する可能性のある規定の削除
- iv 捕捉率の調査・向上等に関する規定の新設、

◎③ 保護基準の決定に対する民主的コントロール

- i 保護基準の決定に対する民主的コントロール等
- ii 専門的知見との整合性や再検証可能性の確保
- iii 当事者の意見の反映

④ 一歩手前の生活困窮層に対する積極的な支援の実現

生活保護基準の1.3倍の低所得層に対し、教育・住宅・医療・自立支援の部分的給付

⑤ ケースワーカーの増員と専門性の確保

- i 人員の増員（ケースワーカー・査察指導員を「法定数」とする）
- ii 専門性の確保（真に社会福祉に関する専門的知識を求める、必要な研修実施と資格取得の援助）

日弁連「希望社会の実現のため、社会保障のグランドデザイン策定を求める決議」（2011年10月7日）

日弁連「若者が未来に希望を抱くことができる社会の実現を求める決議」（2018年10月5日） 人権擁護大会「社会保障の崩壊と再生—若者に未来を—」

→社会保障基本法の制定が必要

8 生存権裁判(愛知)の到達点と課題

(1) 主張・立証の成果

口頭弁論は21回（うち尋問期日3回）、進行協議は28回実施

① 準備書面

原告側は第48準備書面まで、被告側は準備書面(36)まで提出

② 証拠

原告側は甲(全)第253号証まで、被告側は乙(全)第86号証まで提出

但し、乙(全)第80,85,86号証は撤回

③ 主張・立証内容

ア 厚生労働大臣の裁量権の範囲（裁量権の範囲を外れ、裁量権を濫用）

（立証（意見書（高田篤教授、申恵丰教授））

社会権規約（原告第4,5,11,18,30準備書面）、憲法25条（原告第6,12,13準備書面）、生活保護法3条、8条（原告第26,29,42準備書面）から厚生労働大臣の裁量権の範囲を限定させる主張、立証をした。

イ 手続面からの違憲・違法（基準部会で議論されていない事項を考慮）

（立証 岩田正美証人）

生活保護基準設定が基準部会の検討結果に基づいているか否かが極めて重要な意味を持つことを明確にし、①「デフレ調整」、②「ゆがみ調整の増減幅を2分の1に抑えたこと」が基準部会で全く議論されていないことを明らかにした。

ウ 内容面からの違憲・違法（ゆがみ調整）

（立証 岩田正美証人、上藤一郎証人、意見書（各証人））

①消費水準均衡方式のもとで、第1・十分位層を比較対象とすることの問題、②第1・十分位のデータから生活保護利用世帯と考えられるサンプルを除外していない問題、③消費水準均衡方式のもとで、「デフレ調整」を行うことは物価の二重評価になる問題、④「ゆがみ調整の増減幅を2分の1に抑えたこと」の問題を明らかにした（訴状、原告第8,9,10,22,32

生活保護引き下げ違憲訴訟名古屋地裁勝利大決起集会

～36,38,43,44,46)。

エ 内容面からの違憲・違法(デフレ調整)

(立証 上藤一郎証人、白井康彦証人、山田壮志郎証人、意見書(各証人のほか、池田和彦教授))

①そもそも「デフレ調整」の必要性がなかったこと、②物価を考慮することが消費水準均衡方式から外れていること、③理論上の問題点として、生活扶助相当消費者物価指数(CPI)は厚生労働省による特異な計算方法であり学説上の裏付けがないこと、④理論上の問題点として、厚生労働省がパーシェ指數とラスパイレス指數を混ぜ合わせた誤った物価計算を行ったこと、⑤実際上の問題点として、テレビ・パソコンなどの電化製品の影響が過大に評価されること、⑥実際上の問題点として、本来比較すべき年度を比較していないことを明らかにした(訴状、原告第10,22,24,28,31,37,42,45,47)。

オ 生活保護利用者の生活実態

(立証 原告本人、山田壮志郎証人、意見書(山田証人、志賀信夫助教))

①生活保護利用者が生活保護基準引下げ前から健康で文化的な最低限度の生活を下回る生活をしていること、②引下げに当たって生活保護利用者の生活実態が全く考慮されなかったこと、③引下げが取り消されても回復できない損害を原告らが被ったことを明らかにした(訴状、原告第7,15,16準備書面など、具体的な実態は、原告第1,3,14,17準備書面)。

(2) 弁護団結集の成果

全国から弁護団が結集し、復代理も含めて54名の弁護団となった。

(3) 運動の成果

この裁判が当事者だけの問題に留まらないことを明らかにしてきた。

社会保障制度改悪に反対する運動を全国で連帶して行ってきた。

裁判所に真摯な進行、公正な判決をさせる環境を作り上げてきた。

全国の当事者、支援者による助言・激励・傍聴

(4) 課題

世論・・・・・・生活保護利用者に対するバッシング

政治的な圧力・・・勝訴判決は予算に大きな影響を及ぼす

「壊憲」(憲法の破壊)に対する連帯による対抗

るべき社会保障制度の構築

以上

生活保護基準引き下げ違憲訴訟

名古屋地裁勝利 大決起集会へのご返事

FAX;052-889-6931、Email;syahokyo@airoren.gr.jp

○恐れ入りますが、2月18日までにご返信ください。

日 時 2月 23日(日) 13:30~

お名前 近藤 昭一

お連絡先 052-808-1181

○集会 ご返事 • **出 席** • 欠 席 いずれかに○を

○メッセージ

生活保護基準引き下げ違憲訴訟名古屋地裁勝利大決起集会に寄せて

皆様の活動に敬意と感謝を表します。

自民党安倍政権は 2013 年 5 月 15 日に「生活保護基準引き下げを前提とする予算案」を成立させ 8 月から引き下げが始まっています。

この過去最大の下げ幅は、関係者に深刻な影響をもたらしています。この間、一部の大企業は最高益を記録する一方で、一人ひとりの生活状況は厳しさを増し、格差が拡大しています。

裁判の勝利を信じ、生存権保障の最後のセーフティネットをみなさんとともに守っていきたいと思います。社会のあり方を今一度考え、個人の尊厳の守られる、住みよい国になるよう頑張ってまいりましょう。

衆議院議員 近藤昭一

生活保護基準引き下げ反対愛知連絡会・愛知生活保護支援連絡会

〒456-0006名古屋市熱田区沢下町9-7 労働会館東館301 愛知社保協

TEL;052-889-6921、FAX;052-889-6931、Email;syahokyo@airoren.gr.jp

生存権訴訟愛知弁護団

いのちのとりで裁判全国アクション inotori25@gmail.com

生活保護基準引き下げにNO!全国争訟ネット inotori25@gmail.com

2020年2月23日

愛知生活保護裁判・名古屋地裁勝利を勝ち取る大決起集会へのメッセージ

生活保護基準引き下げ違憲訴訟名古屋地裁勝利大決起集会にご参集の皆様に、心からの敬意と連帯の挨拶を贈ります。

安倍政権は生活保護費・生活保護基準の大幅引き下げを強行する一方で、米国の兵器を爆買いし、過去最大規模の軍備拡大を続けています。市民と野党の共闘で、国民生活を犠牲にする安倍政権を一刻も早く終わらせましょう。

健康で文化的な生活を送れる生活保護制度の実現、だれもが安心して暮らせる社会保障制度をつくるために、私も全力をつくす決意です。共に頑張りましょう。

日本共産党参議院議員

武田良介

生活保護基準引き下げ違憲訴訟名古屋地裁勝利大決起集会 御中

集会にお集まりの皆様に心から敬意と感謝を申し上げ連帯のメッセージをお送りいたします。

国会は、予算委員会の審議真っ最中です。安倍首相は、「桜を見る会」の質問に真摯に向き合うどころか、「(安倍事務所が)広く募ったが、募集はしていない」「(前夜祭のホテルと)合意はしたが契約はしていない」など意味の分からぬ答弁を繰り返しています。また、首相補佐官と厚生労働省幹部の出張問題でのけじめについて何度も質問されてもそれには答えず、「意味のない質問だ」とヤジを飛ばす。さらに、日本共産党に対する事実に反する答弁を行うなど、恐ろしくなるような異常事態です。

今年度予算案の内容をみると、消費税増税の一方で、軍事費は過去最大の5兆3133億円にまで膨れ上がっています。背景にはF35ステルス戦闘機はじめ米国製武器の爆買いを迫るトランプ政権のあからさまな要求があります。

大企業が450兆円を超える内部留保を積み上げているにもかかわらず、法人税率引き下げなどの優遇措置を推し進めています。

その安倍政権が、算式の違ったものを比較することによって消費者物価指数（生活扶助相当CPI）の大きな下落という「物価偽装」をつくりだし、生活保護を削減したことは絶対に許すことができません。

皆様とともに生活保護法を「生活保障法」に改正することや、権利性を明確にすること、門前払い（水際作戦）を根絶することなど、生活保護を、命と人権を守る制度として改善・強化していくために全力をあげてまいります。

全国に先駆けて6月に結審される名古屋の生活保護裁判勝利に向けて、裁判所に違憲と判断させるために世論を大きく盛り上げていきましょう。

個人の尊厳が何よりも大切にされ、誰もが安心して暮らせる社会を築くために私も全力で取組む決意です。

つながって政治を変えていきましょう！

日本共産党

衆議院議員 もとむら 伸子

生活保護基準引き下げ違憲訴訟「名古屋地裁勝利・大決起集会」

にご参加のみなさまへ

生活保護基準は、憲法が保障する「最低限度の生活」の指標です。2003年老齢加算廃止、2013年から3年にわたる生活保護費の引き下げは、基本的人権の侵害です。さらには最低賃金、非課税世帯、就学援助の基準に連動して、私たちの暮らしや社会に大きな影響を及ぼす重大問題です。

この間、安倍政権のもとであらゆる社会保障が切り下げられてきましたが、今度は「全世代型社会保障改革」の名で、年金・医療・介護などの連続改悪に踏み出そうとしています。

司法が人権を守る役割を果たすことを求め、みなさまと一緒に力を合わせて、貧困をなくし、国民の暮らしを応援する政治への転換に全力で頑張ります。

2020年 2月23日 日本共産党参議院議員 井上 哲士

生活保護基準引き下げ違憲訴訟

名古屋地裁勝利 大決起集会へのご返事

FAX;052-889-6931、Email;syahokyo@airoren.gr.jp

○恐れ入りますが、2月18日までにご返信ください。

日 時

衆議院議員

お名前

牧 義夫

ご連絡先

TEL 052-681-0440 FAX 052-681-0441

○集会 ご返事

・出席

・欠席

いずれかに○を
記入して下さい

○メッセージ

安倍政権下で生活保護費は繰り返し切り捨てられてきました。生活保護基準の見直しは、生活保護世帯に対する影響はもちろんですが、生活保護基準を目安に利用条件を定めている制度や非課税か否かで負担、支給額が変わる制度など、所得が少なくなった場合に利用できる関連制度へ大きな影響を及ぼします。

生活保護基準は国が国民に対し、「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するものですが、我が国の相対的貧困率は 16%、7人に一人が貧困ラインを下回っている現状、最低生活保障基準の引き下げはまさに国の責任放棄です。

6月の判決日を目前にした本日の決起集会が、更に団結を強固に、そして注視を浴びることで裁判への関心が広く高まる事を期待致します。

国政に携わる一人として、全ての国民が安心して暮らせる社会保障制度の確立に向け、しっかりと声をお届けすべく、引き続き活動して参る所存です。

共に頑張りましょう。

令和2年2月23日

国民民主党 衆議院議員 牧 義夫

生活保護基準引き下げ反対愛知連絡会・愛知生活保護支援連絡会

〒456-0006名古屋市熱田区沢下町9-7 労働会館東館301 愛知社保協

TEL;052-889-6921、FAX;052-889-6931、Email; syahokyo@airoren.gr.jp

生存権訴訟愛知弁護団

いのちのとりで裁判全国アクション inotori25@gmail.com

生活保護基準引き下げにNO!全国争訟ネット inotori25@gmail.com

生活保護基準引き下げ違憲訴訟

名古屋地裁勝利大決起集会

行動提起

1、6月25日判決へ傍聴参加をおねがいします。

1月27日名古屋地方裁判所大法廷にて裁判結審し、判決日は6月25日となりました。多数の傍聴をお願いします。

日時 2020年6月25日（木）午後3時から
場所 名古屋地方裁判所第1号法廷
〒460-8504 愛知県名古屋市中区三の丸1丁目4-1
＊終了後報告集会を予定します。

2、裁判所への署名にご協力ください。

裁判長裁判官への署名を始めます。1月27日の最終弁論の時に、1回目の提出を行いました。引き続き5月末まで取り組みを延期します。多数のご協力をお願いします。

3、支援の輪の拡大とカンパをお願いします。

裁判勝利の大きな力は支援者の拡大・世論の広がりです。この輪をさらに大きく広げるための運動を強めましょう。

また、運動を進めるうえで資金の確保がどうしても必要です。支援カンパについても広く呼び掛けましょう。

以上

集会宣言

2013年の生活保護基準引き下げに対し、全国29の都道府県で1,000名を超える原告が、保護基準引き下げは「納得できない」「命まで削るのか」と抗議して裁判でたたかっています。

生活保護基準は保護世帯の生活のみならず、国の制度だけでも47もの制度の利用や費用負担、住民税の非課税基準や年金、最低賃金などに影響します。その意味で、国民生活を支える基盤となっているものです。

厚生労働省が行う毎月勤労統計を発端に、我が国の基幹56統計の半数近くにデータ改ざんなどの不正が発覚し、社会問題化しました。政権に都合の良いデータのみを出したり、不都合な統計は隠ぺいしたりしています。生活保護基準でも同様です。物価が大幅に下落したとして、生活保護利用者の実態を無視し、信頼することができない統計値を理由に、厚生労働省は保護基準を大幅に引き下げました。私たちはこの暴挙を決して認めることはできません。

全国で最初の判決が6月25日に見込まれる名古屋地裁では、厚生労働省の審議会で部会長代理を務めた岩田正美さんが「保護基準の大幅引き下げは容認していない」と原告に有利な証言をしてくださいました。各地での裁判においても、被告である国・厚生労働省は、生活保護費引き下げの根拠を問われてもまともに答えることができません。

憲法25条に保障された生存権が、厚生労働大臣の違法な裁量により侵害されています。私たちは、自分たちの権利を守るために、そして国民生活全体の底上げのため、この裁判の勝利に向けて、本日決意を固めました。

各地で、世論を盛り上げて、名古屋地裁をきっかけに全国で勝利判決を得るよう、奮闘しましょう。

2020年2月23日

生活保護基準引き下げ違憲訴訟 名古屋地裁勝利 大決起集会
参加者一同

生活と健康を守る会（生健会）への 違法な大阪府警の弾圧に強く抗議する声明

(1) 生活と健康を守る会は、憲法 25 条の生存権保障の確立と貧困からの解放を求める、低所得者を中心とする市民団体です。

全大阪生活と健康を守る会連合会の会則第 2 条には「生存権保障の確立をめざし、生活と健康、権利を守る運動を進め、福祉と教育の充実〔略〕社会保障の確立、及び平和と民主主義に寄与すること」が目的であると明記しています。したがって、生活と健康を守る会は、犯罪や不正行為については絶対に許さない立場で運動している団体です。

(2) 2020 年 2 月 4 日、2 名の大正生活と健康を守る会の会員が、大阪府警本部警備部公安 1 課によって、「詐欺」容疑で逮捕されました。さらに大正生活と健康を守る会事務所も 9 人の府警本部警備部警備総務課によって家宅捜索されました。2 名の逮捕者と生活と健康を守る会事務所への家宅捜索の理由は、携帯電話の違法な名義貸しで「詐欺」容疑にあたるというものです。

(3) 「詐欺」という犯罪行為は絶対にあってはならないことです。私たち生健会は詐欺行為など断じて行っていません。ところが大阪府警はこれを口実に大正生活と健康を守る会事務所から、財政などの組織資料、会議の議事録、パソコン 2 台などを押収しました。これらの押収物は、今回の事件と何ら関係のないものです。

(4) 本事案は、生活保護利用者で携帯料金を滞納し、新たに携帯電話を契約できなかった人が、仕事をするにも携帯電話が必須で、どうしようと悩んでいた状況でした。携帯電話がなければ派遣登録など就職活動はできません。携帯電話を貸与した人は友情から貸したものであり、特殊詐欺に使われた事実なども一切ありません。

それを生活と健康を守る会が組織的に関与している「違法な名義貸し」として大阪府警警備部が乗り出して來たのです。理由も必要もない乱暴な行動で、大正生活と健康を守る会事務所を数時間にわたって家宅捜索しました。この大阪府警の行動は、上記の個人間の問題を口実にした生健会組織及び市民生活への弾圧と断じざるを得ません。

このでっち上げ弾圧は、事実をもって、必ずや、打ち砕かれます。

(5) 大正生活と健康を守る会と全大阪生活と健康を守る会連合会は、大阪府警本部警備部の今回の違法・不当弾圧に強く抗議します。

違法・不当な捜索令状を安易に発付した大阪地方裁判所に対しても、抗議します。

私たちは以下のことを求めます。

- 1. 拘留されている会員をただちに釈放せよ**
- 2. 大正生活と健康を守る会の押収物をただちに返却せよ。**

2020 年 2 月 13 日

大正生活と健康を守る会

全大阪生活と健康を守る会連合会（大生連）

2008年～2010年の生活扶助相当CPIを厚労省方式(パーシェ式)で計算

2008年

2010年

テレビ 32255円	マイナス 16582円
ノートパソコン 9100円	マイナス 5866円
デスクトップパソコン 3833円	マイナス 2217円
ビデオレコーダー 4025円	マイナス 1924円
電気冷蔵庫 4649円	マイナス 1256円
冷暖房用器具 8162円	マイナス 1053円
カメラ 2541円	マイナス 1410円
電気製品7項目 64564円	マイナス 30310円
その他261項目 980238円	マイナス 14482円

合計代金は104万4802円

合計代金は100万円

マイナス
44802円

④2008年～2010年の生活扶助相当CPIを総務省統計局方式(ラスパイレス式)

2005年	2008年	2010年	08年～ 10年の 増減
テレビ 5800	テレビ 2674	テレビ 1299	-1375
ノートパソコン 3292	ノートP 1159	ノートP 412	-747
デスクトップパソコン 2038	デスクP 1078	デスクP 454	-624
ビデオレコーダー 1568	ビデオ 895	ビデオ 467	-428
電気冷蔵庫 2665	冷蔵庫 1865	冷蔵庫 1362	-503
冷暖房用器具 5016	冷暖房 4394	冷暖房 3828	-566
カメラ 1254	カメラ 479	カメラ 213	-266
その他261項目 978367	その他 1004930	その他 991406	-13524
合計代金100万円	合計代金1017474円	合計代金999443円	-18081

